広報おぐに

No. 59

昭和49年3月20日 発行
編 集＝小国町役場総務課
発 行＝小国町役場
（新潟県刈羽郡小国町法坂793）
印 刷＝小千谷市㈱位下印刷

小国町の人口
（ ）内の数字は前月との比較増減
◎昭和49年2月28日現在

総人口	10,369人	（＋13）
男	5,068人	（＋ 4）
女	5,301人	（＋ 9）
世帯数	2,384世帯	（－ 2）

住民基本台帳から

▶出番待ち　泣かないの……▶
（中央保育所にて）

新年度予算案
上小国診療所の新築など
三月議会開会

▽…議会三月定例会は、三月七日に招集され、二十七日までの会期二十一日間の…△
▽…予定で、現在、昭和四十九年度予算案および非常勤特別職員、消防団員等の…△
▽…報酬、費用弁償の改訂に伴う各条例の一部改正、交通指導員設置条例の制定、…△
▽…中央保育所から各設保育所への昇格に伴う条例の改廃などについ…△
▽…いて審議中です。議会開会初日には、町長の施政方針演説が行われました。ま…△
▽…た、昭和四十八年度予算の三月補正は、十一日議決されました。…△

七億一、七〇〇万円
新年度予算案

昭和四十九年度予算原案は、それぞれ一般会計七億一千七百万円、国民健康保険特別会計二億三千三百万円、町立診療所特別会計七千七百七十万円、法末へき地出張診療所特別会計三百三十万円となっています。

この中には上小国診療所の新築など、町長が施政方針演説で触れている施策に必要な経費も含まれています。この詳しい内容については、後日の広報でお知らせします。

交通指導員の設置
中央保育所を常設に

現在審議中の議案の中には、警察や交通安全推進団体と協力し、交通安全指導を行うことを任務とする交通指導員の設置や、新しい建物が完成した中央保育所を、へき地保育所から「若草」「やまなみ」と同じ常設保育所に昇格させ、へき地保育所の設置条例および手数料徴収条例は廃止するというものなどのほか、国民健康保険条例の一部を改正して、医療費の自己負担分が三万円を超えるような高額療養費について、その負担を軽減しようとするものがあります。

また、増強されるスクールバスの運転手用員、園児数の増える中央保育所の保母など、増大する行政需要に対応するために役場職員の定数を増やそうとする定数条例の改正も審議中です。

昭和48年度会計3月補正

〔一般会計〕第四号
今回補正前予算額　七億五、四〇〇万円
今回補正追加額　三、二〇〇万円
予算現額　七億八、六〇〇万円

〔国保特別会計〕第三号
今回補正前予算額　一億七、五五〇万円
今回補正追加額　一、九九〇万円
予算現額　一億九、五四〇万円

〔診療所特別会計〕第三号
今回補正前予算額　三、九八〇万円
今回補正追加額　九〇万円
予算現額　三、九八〇万円

〔へき地診特別会計〕第二号
今回補正前予算額　三二〇万円
今回補正追加額　減　二六万円
予算現額　二九四万円

今月の納税

国保税	第12期	3月分
保育料		

町長施政方針（要旨）

国においては、内外の経済情勢の激動に対応するため、従来の経済財政の運営方針を転換することにより、物価・地価の抑制、資源の節用と国民生活の安定に焦点を集中した、極めて抑制型の新年度予算を編成する思われます。

その基調は、成長優先から福祉優先、財政主導型への転換であり、長期的観点から社会福祉施策の充実と生活関連社会資本の整備に重点を置き、調和を図りながら活力ある福祉社会を建設することにあります。これは当町にとっても共通の課題であると信じます。

このような観点から、新年度予算は、社会福祉の充実、生活関連社会資本の充実、産業の振興、教育文化の向上の四項目に重点を置いて編成しました。

一、社会福祉の充実

整えられた施設と環境で診療が受けられるように、上小国診療所の新築を行うほか、保育園児の通園対策として、スクールバスの増強、町が行う予防検診の検診料無料化、国保では高額療養費支給制度の新設（関連記事二面）など、生活優先を基本にした社会福祉の増進に努めます。

二、生活関連社会資本の整備

主要な生活道路の整備促進に努めるほか、交通安全対策の面では交通指導隊員制度の設置、消防は消防自動車の新規購入のほか、広域消防態勢の確立について関係市町村と協議を進めて行きます。

三、産業の振興

第二次基整整備事業、山間地小規模土地改良事業に対する援助措置など、農業をやりやすい環境をつくり上げるとともに、男子労働力を主体とした企業の誘致や農村地域工業導入計画の策定など、就業構造の改善について、前向きに検討を進め努力して行きます。

四、教育文化の向上

学校教育施設の維持、改善、教材教具の充実を図るほか、社会教育面では、文化活動を通じてのグループ育成等と配意したつもりです。

以上申し述べた新年度の方針と施策の大要について、その執行に当たり、町政の発展と、地方自治の進展のため渾身の力を傾ける覚悟であります。

今回の運動は、歩行者、特に子どもの事故防止を運動の重点と定めこの目標達成のため、スクール・ゾーンの整備充実、子どもと母親に対する交通安全教育、運転者に対する交通事故の励行等について実施いたします。

運動の成果は、事前の準備活動の成否に負うところが多く、地域住民に広くこの運動が周知され、積極的な協力が得られることにあり、これのため警察、町、交通安全協会、交通安全母の会、教育委員会（学校PTA）等が事前協議を開催し、次の実施事項を推進することになりました。

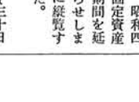

スクールゾーンではまず徐行…

一、スクール・ゾーンの整備

・町と各学校PTAは、学校区の通学路を点検し、児童・園児の通学・通園路が危険でないか確認し、通学・通園路である旨の標識を整備する。

・子どもの遊び場は、地域（部落）でPTAまた保護者の会が主体になり、総代等と話し合い、安全な場所を設定する。

・PTA・保護者の会・交通安全母の会が主体になり通学・通園時における児童の安全が意識づけられるよう指導するとともに、帰宅後における交通安全に対する自覚育成も図る。

・PTA・保護者の会・母の会・PTA・各事業所等の会が集会する機会には必ず交通安全の議題を一項目設け、話し合うようつとめる。

二、母親と子どもの交通安全教育

・PTA・保護者の会・交通安全母の会が主体になり通学・通園時における児童の安全が意識づけられるよう指導するとともに、帰宅後における交通安全に対する自覚育成も図る。

・PTA・保護者の会・母の会・PTA・各事業所等の会が集会する機会には必ず交通安全の議題を一項目設け、話し合うようつとめる。

三、幼児交通安全クラブ結成

・保育所（やまなみ・中央・若草）の園児と保護者を主体に多発している交通事故から幼児を守るため、春の運動を契機に結成する。

四、運転者の交通安全

各事業所の運転管理者および交通安全協会は次のことを行う。

・運転者の大半が事業所等に勤務しているため、その事業所の運転管理者は運行・労務管理上の問題点、また通勤途上の注意事項を運転者に指導するとともに、交通事故防止、交通安全意識の高揚に努める。

・運転免許取得者は常に新しい交通法規を身につけるため地域の講習会に出席し正しい運転を励行するとともに、通学通園時の高速暴走運転、また通学通園路の駐車等歩行者の危険につながる行為は自粛する。

五、街頭指導の実施

・警察・町・安全協会・母の会・PTA・各事業所等は、運動期間中部落の交通量の多い交差点・通学通園路での歩行者および運転者の安全指導に当る。

・交通安全協会は部落の内で運転免許取得者で常時自家用車、または営業用車輌を運転する通勤者および従業員を一年一回の街頭指導に従事するよう計画する。

六、老人と交通安全

急激な交通変化により、老人の事故も子どもと約同数の発生件数になっており、この多くが道の横断中に起きている。これらの事故防止について老人憩の家に参集される機会に交通安全問題をとりあげ話し合う。

『春の全国交通安全運動』

運動期間　4月6日～4月15日

あなたは小国町にありますか

満二十歳以上であれば（特定の人を除いて）選挙権を有することは言うまでもありません。ところで、あなたは小国町の選挙人名簿に登録されていますか。満二十歳以上であっても、選挙人名簿に登録されていないと投票できないことになります。

以前は、毎年九月に本人の申告により、選挙人名簿が作成されていました。しかし、昭和四十年、選挙法の改正により永久選挙人名簿の制度が発足してからは、毎年九月一日に名簿調整が行われ、九月一日現在小国町に引き続き三ケ月以上住所を有している人で、満二十歳以上の人は、自動的に名簿に登録されています。

今年は四月二十一日に新潟県知事選挙が予定されています。この場合、次に該当する人は選挙人名簿に補正登録されます。

◎昭和四十九年三月二十五日現在、引き続き小国町に三ケ月以上住所を有している人で、昭和四十九年四月二十一日に満二十歳以上の人

小国町から県外に転出された人は、名簿に登録されていても投票はできません。しかし、県内に転出された人で、転出してから四ケ月末満の人は、転出先市町村長の証明を持参した場合は投票できることになっています。

永久選挙人名簿は、毎年九月十一日から十五日まで、選挙時補正登録が行われた場合はその翌日から選挙管理委員会が定めた日まで、役場で縦覧されます。また、日曜、祝祭日を除いて役場の勤務時間中（選挙期日の告示の日から選挙期日後五日までを除く）選挙人であれば、いつでもその抄本を閲覧することができます。

みんなが明るく正しい選挙で、棄権防止に努めよう。

国民健康保険
4月分からスタート
高額療養費支給制度
自己負担金三万円以上のとき

国民健康保険では、四月一日から高額療養費支給制度を実施するものです。したがって長期療養や、大手術、大事故等で入院したような場合、医療費の自己負担額は一ケ月三万円までということになります。

しかし、国保の財政状態は決して楽ではありませんん。最近の自己負担額は一ケ月三万円までとなっていて、自己負担金として一ケ月に入病院に五万円、B病院に四万円を支払ったという場合は、A病院の分については三万円を控除した一万円が、高額療養費として支給されます。A・B両方の病院を合算するということはありません。

3、歯科は別病院または診療所に内科などの科と歯科がある場合は、内科などの科と歯科は別の病院または診療所として扱います。

4、総合病院

総合病院の各診療科は、それぞれ別の病院または診療所として扱います。

ただし、総合病院の入院患者が、他の科の診療を受けた場合は合算して計算されます（この場合でも歯科は別です）。

5、入院と通院

一つの病院、診療所であっても、入院と通院は別に扱われ、合算されません。

6、差額ベッドや付き添い看護料

保険診療の対象とならない、入院したときの差額ベッド代や基準看護の病院へ入院したときの付き添い看護料、または歯科で認められている差額徴収などは、自己負担金の中に入りません。

7、療養費払い

基準看護でない病院、診療所へ入院したときの看護料、生血代、治療用装具代、あんま、マッサージ、はり灸師などの施術代、移送費、やむを得ない理由で保険証を使わずに医者にかかったときの医療費など、患者が代金を支払い、あとで国保から払い戻しを受けるいわゆる「療養費払い」では申告できますが、なるべく早く申告した方が有利です。

※期限後申告をしないで税務署から決定の通知を受けると、税額の十分の無申告加算税がかかりますが、調査を受ける前に申告をしたときは、無申告加算税は税額の五分で済みます。

＜柏崎税務署＞

固定資産税課税台帳縦覧について

二月号の広報で、昭和四十九年度に課する固定資産税の課税証明台帳縦覧期間を延期することをお知らせしましたが、次のように縦覧することになりました。

場所　役場
期間　四月十一日～三十日

したがって固定資産税第一期の徴収は五月になります。

ただし、自己負担金が一ケ月三万円を超えているかどうかの計算は、次の方法により行います。

―一部負担金の計算方法―

月の一日から月末までの受診について一ケ月として計算します。ですから、ある月の十五日から翌月の十五日までの受診について、翌月が二万円、B病院に四万円を支払ったという場合は、A病院の分については三万円を控除した一万円が、高額療養費として支給されます。

いうことはありません。

3、歯科は別病院または診療所として扱います。

4、総合病院

総合病院の各診療科は、それぞれ別の病院または診療所として扱います。

ただし、総合病院の入院患者が、他の科の診療を受けた場合は合算して計算されます（この場合でも歯科は別です）。

5、入院と通院

一つの病院、診療所であっても、入院と通院は別に扱われ、合算されません。

6、差額ベッドや付き添い看護料

保険診療の対象とならない、入院したときの差額ベッド代や基準看護の病院へ入院したときの付き添い看護料、または歯科で認められている差額徴収などは、自己負担金の中に入りません。

7、療養費払い

基準看護でない病院、診療所へ入院したときの看護料、生血代、治療用装具代、あんま、マッサージ、はり灸師などの施術代、移送費、やむを得ない理由で保険証を使わずに医者にかかったときの医療費など、患者が代金を支払い、あとで国保から払い戻しを受けるいわゆる「療養費払い」

◆どのような場合に支給されるか

国保の被保険者がお医者さんにかかる場合は、かった医療費の三割を、一部負担金として、病院、診療所の窓口で支払うことになっています。一人の被保険者がお医者さんにかかって一つの病院、診療所に一ケ月三万円以上の自己負担金を支払った場合は、三万円を超えた額を国保が負担し、あとから被保険者に払い戻します。つまり、被保険者は、これからどんな重い病気にかかっても、医療費は月三万円まで負担すればよいことになります。

◆支給を受ける手続き

高額療養費支給申請書を国保係へ提出してください（用紙は係の所にあります）。国保では、病院、診療所から提出される診療報酬請求明細書は、患者の自己負担金額を計算し、払い戻しを行います。

◆いつころ支給されるか

診療報酬請求明細書は、診療を受けた月の翌月の中頃に国保へ回ってきます。高額療養費の支払いはその頃になります。

※老人医療費

老人医療費受給者証でお医者さんにかかっている方は、いままでと同じ要領で診療を受けてください。

あなたも障害年金が受けられるのでは？

国民年金　ねんきん　国民年金

国民年金に加入している間に病気やけがによって重い障害にかかった場合、障害年金が支給されます。しかし、障害の程度が軽かったり、保険料を納めていないかったりすると、支給されません。（保険料を納めていない人でも、その障害の初診日（はじめて医者にみてもらった日）が、◎二十歳の誕生日以前、または◎昭和三十六年四月一日（年金法施行）以前である場合には支給（障害福祉年金）されます）いままでは、障害福祉年金の支給は一級の障害者に限られていましたが、法の改正により、二級の障害者にも支給されることになりました。

障害年金を受けるためには、その障害の程度を証明する医師の診断書が必要です。

障害年金を受けられる障害の程度は、年金法に定められています。該当すると思われる方は年金係にご相談ください。医師の診断書等の用紙も係にあります。

障害年金の給額…

	障害	年金額
拠出年金（保険料納入者）	一級	300,000円（月額25,000円）
	二級	240,000（月額20,000）
福祉年金	一級	90,000（月額7,500）
	二級	60,000（月額5,000）

〝年金問答〟？……！

【問】 夫婦して、昭和三十六年四月から国民年金に加入していたが、夫は四十七年七月から会社に勤務することになり、厚生年金に加入している場合は、国民年金へは保険料を納めなくてもよいということを知り、喪失の届け出をしないまま放置していたのに最近気づいたが、さかのぼって喪失の届け出をすることができるのか。

【答】 厚生年金に本人または配偶者が加入したときは、国民年金被保険者の資格を喪失します。夫が厚生年金に加入したとき夫婦とも国民年金の強制被保険者としての資格を喪失したことになります。資格喪失の届け出は、資格を喪失した日から十四日以内に行うことになっていますが、すでに相当の期間が経過しているので、いますぐ届け出をしてください。

なお、夫婦とも昭和四十七年七月以降の期間について保険料を納付している場合、夫についてはその期間の保険料を還付することになります。妻は申し出がなくても引き続き国民年金の任意加入被保険者とすることにしており、加入する意志がない場合は、その旨役場に申し出ていただかなければなりません。

緊急生活給付
該当者は至急委任状を

国では、最近の経済情勢を考慮し、臨時の特別措置として一人当たり二千五百円の緊急生活給付を支給します。これを受けることができるのは、老齢福祉年金（老齢特別給付金を除く）、母子福祉年金、障害福祉年金、児童扶養手当などの受給者で、支給されるのは五月上旬の予定です。

この請求のため皆さんの委任状が必要です。後日、該当者に往復はがきを送りますので、委任状を書き、至急返送してください。請求手続きが遅れると受給できない場合もあります。

～確定申告～
確定申告がまちがっていたとき

昭和四十八年分所得税の確定申告をした後で、内容のまちがいに気づいた方は訂正することができます。

(1)税額を少なく計算していたとき

所得や税金の計算をまちがって、納めた税金が少なかったり、還付を受ける税金が多いことがわかったときは、修正申告をして正しい金額に訂正することができます。

※税務署から調査を受けた後に修正申告をしたときは、修正申告によって納める税額の五％の過少申告加算税がかかりますが、調査を受ける前に修正申告をしたときは、過少申告加算税はかかりません。

(2)税額を多く計算していたとき

所得や税額の計算をまちがって、税金を納め過ぎていたり、還付を受けた税金が少ないことがわかったときには、正しい金額に訂正するように更正の請求をすることができます。

※更正の請求ができる期間は、申告期限から一年間ですから、昭和四十八年分所得税の確定申告については、昭和五十三年三月十五日までに更正の請求をしなければなりません。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならない人が、忘れて申告をしなかったときは、申告期限後でも確定申告をすることができます。

この期限後申告は、税務署から決定の通知があるまで、税金を納める義務があります。

※期限後申告をしないで税務署から決定の通知を受けると、税額の十分の無申告加算税がかかりますが、調査を受ける前に申告をしたときは、無申告加算税は税額の五％で済みます。

＜柏崎税務署＞

療育手帳を交付
精神薄弱児・者に

県では、精神薄弱児・者のために「療育手帳」を交付することになりました。

手帳は、児童相談所または精神薄弱者更生相談所で精神薄弱と判定された者に交付されます。これにより一貫した指導、相談が行われるだけでなく、特別児童扶養手当、心身障害者失権共済、所得税・住民税の諸控除及び減免税、公営住宅の優先入居、NHK受信料の免除など、これらの人を対象に実施されている各種の援助措置が受けやすくなります。

申請は役場住民課で受付けています。

昭和48年度会計3月補正

〔一般会計〕第三号
今回補正前予算額　三、九八〇万円
今回補正追加額　九〇万円
予算現額　三、九八〇万円

〔へき地診特別会計〕第二号
今回補正前予算額　三二〇万円
今回補正追加額　減　二六万円
予算現額　二九四万円

〔一般会計〕

三月補正は、その年度の予算の最終補正であり、各年度の事業に一応のくぎりをつける意味もあり、決算に近い数値となります。

今回補正の財源は、地方交付税三千四百九十五万円で ほぼ占められており、歳出の内訳は、土地開発公社に工事を依託した町道桐沢工場団地線の買収費を含む土木費が一千四百十九万円、老人医療費などの不足分を補正した民生費の一千二百七十三万円、四月から の保育所園児の通園に間に合わせるために、今回補正で認められたマイクロバスを購入費を含む総務費一千六十一万円が、これに続いています。また、不必要であることがハッキリした経費は減額補正されています。

〔各特別会計〕

一般会計と同じく、不必要な経費は減額され、他の経費に回されています。

今月の納税

国保税	第12期	3月分
保育料		